

令和2年度 沼津市行政組織の改正

令和2年4月1日付けで、行政組織の改正を予定しています。

1 主な組織改正

(1) 不祥事再発防止対策としての組織改正

検査事務と契約事務を同一部署で実施することで、更なる情報管理に努めるとともに、書類審査等の事務効率化を図るため、「工事検査課」を廃止し、同課が所管する事務を行う「検査係」と、総務課から移管する「契約係」とで構成する、「契約検査課」を財務部に設置します。

(2) 建設事業における周辺環境との更なるデザイン調和を図るための体制整備

デザイン調和を図るための調整に加えて、建設部内の調整及び他部が関わる建設事業との連携を主導する部署として、建設部に「建設デザイン調整室」(部内室)を設置します。

(3) 注力して取り組む事業の変遷に伴う組織の名称変更

「情報システム課」について、AIやRPA等新たな技術の導入や、ICTの発展への対応などに、積極的に取り組む組織と位置づけて、「ICT推進課」に名称変更します。

「香陵公園周辺整備室」について、PFI事業の事業者が決定し、今後、体育館の整備を進めていることが、より市民に伝わりやすい組織名称とするため、「総合体育館整備室」に名称変更します。

文化振興課の「文化財管理係」について、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図ることを目的とした文化財保護法等の改正を受けて、文化財のまちづくりとの連携等を推進する組織として位置づけて、「文化財企画係」に名称変更します。

2 部課等の増減

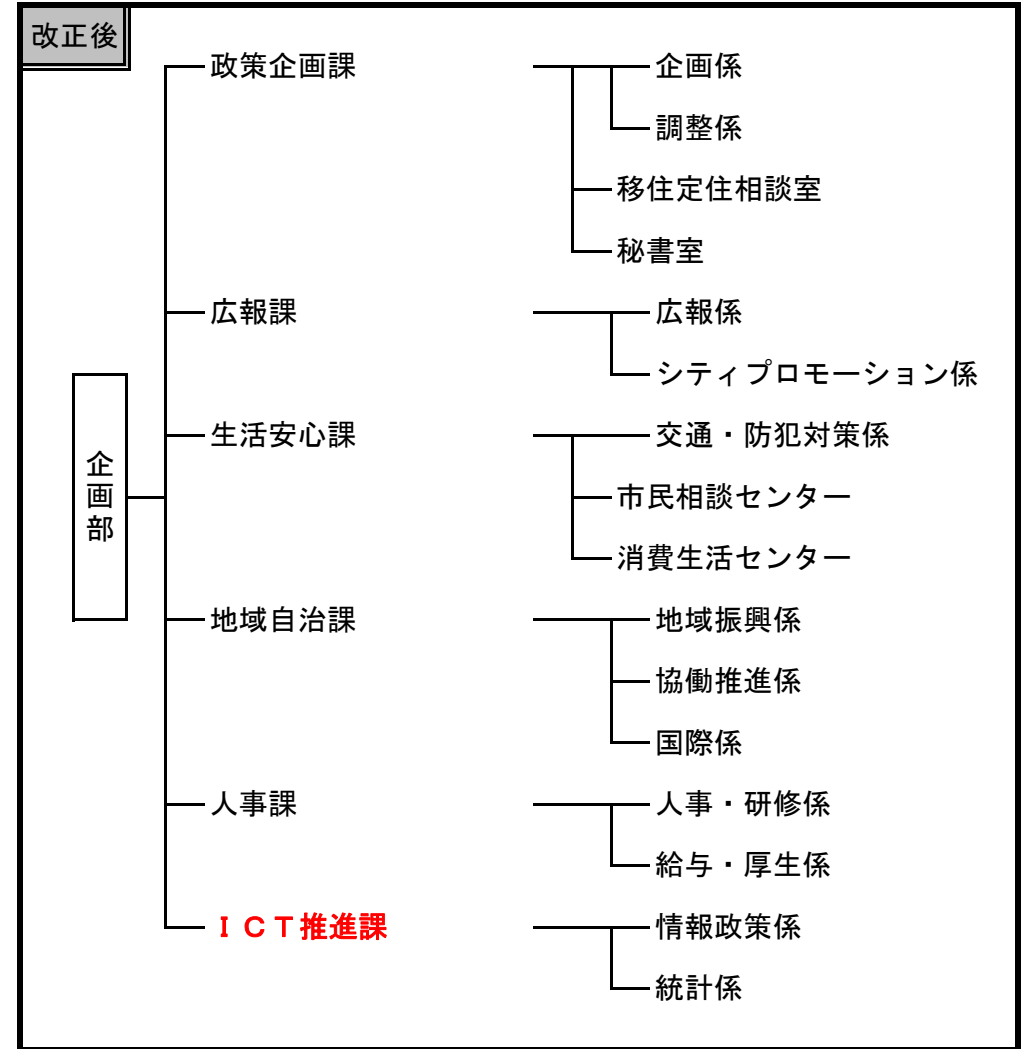
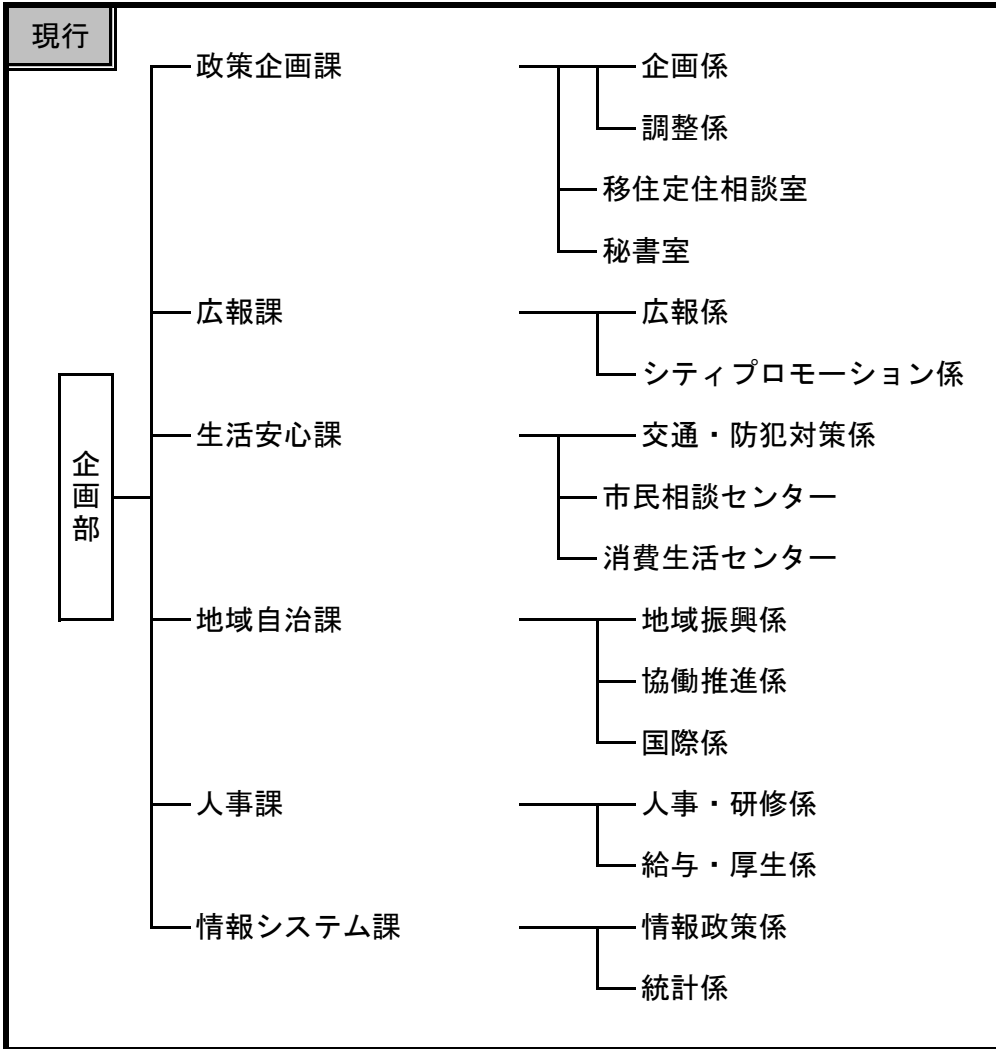
組織	令和元年度	増減	令和2年度
部	13	0	13
局	2	0	2
課	65	1	66
課内室	10	-1	9
係	135	-1	134
担当	3	0	3

令和2年度 沼津市行政組織の改正

(令和2年4月1日施行予定)

- ① 沼津市事務分掌規則等で規定されている出先機関については、〔 〕（亀甲括弧）で表記する。
- ② 沼津市事務決裁規程に基づき、予算執行権限等を有する課長級職員が配置されている出先機関については、課相当の出先機関として課と同列に位置づける。
- ③ 指定管理者制度を導入している主要施設については、各所管課等との関係を…（点線）で明らかにし、〔 〕（亀甲括弧）で表記する。
- ④ 改正する部署については、赤字で表記する。

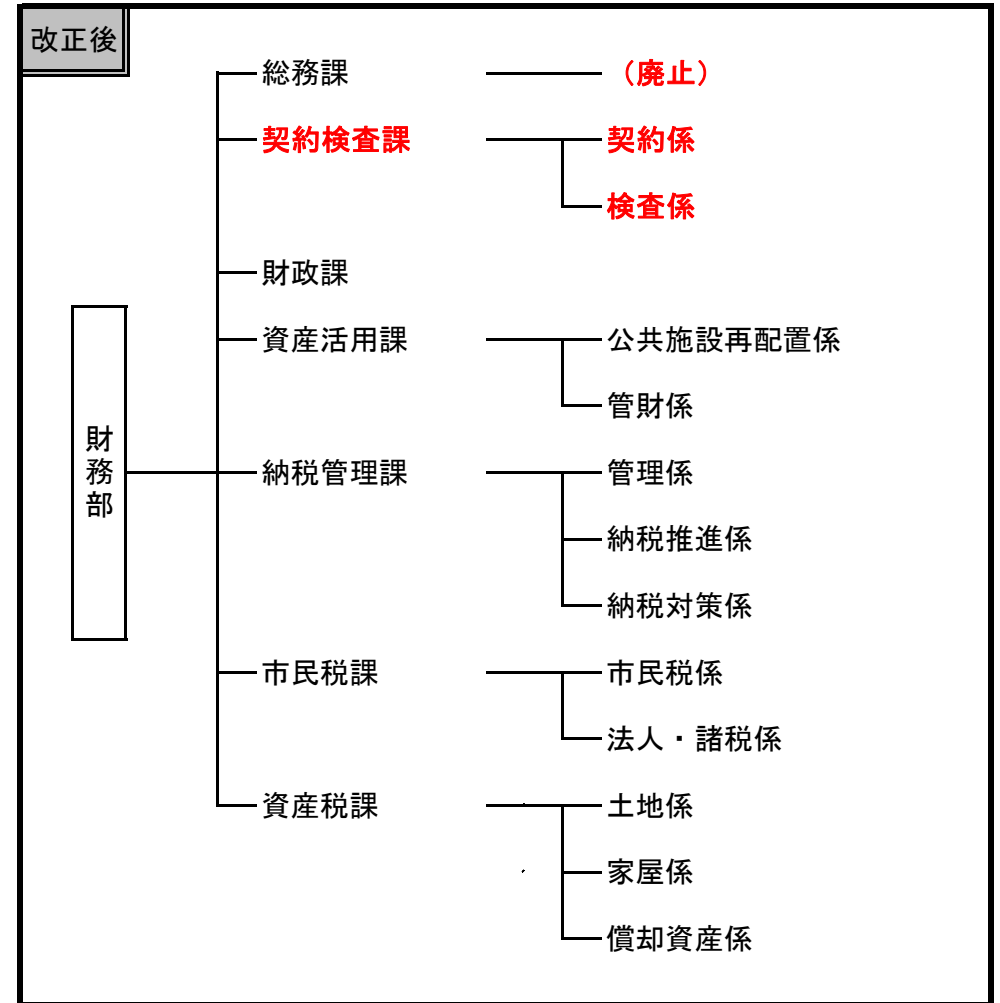
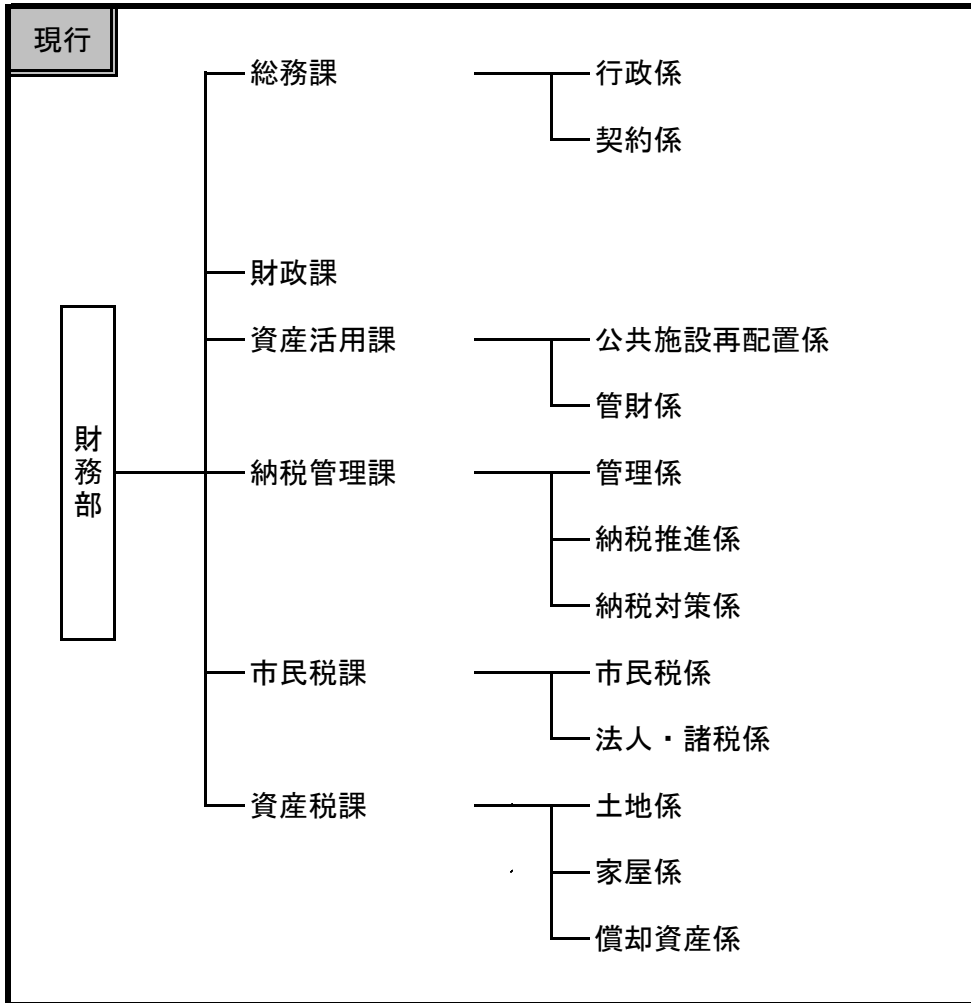
企画部



●情報システム課

AIやRPA等新たな技術の導入や、ICTの発展への対応などに、積極的に取り組む組織と位置づけ、「情報システム課」を「ICT推進課」に名称変更する。

財務部



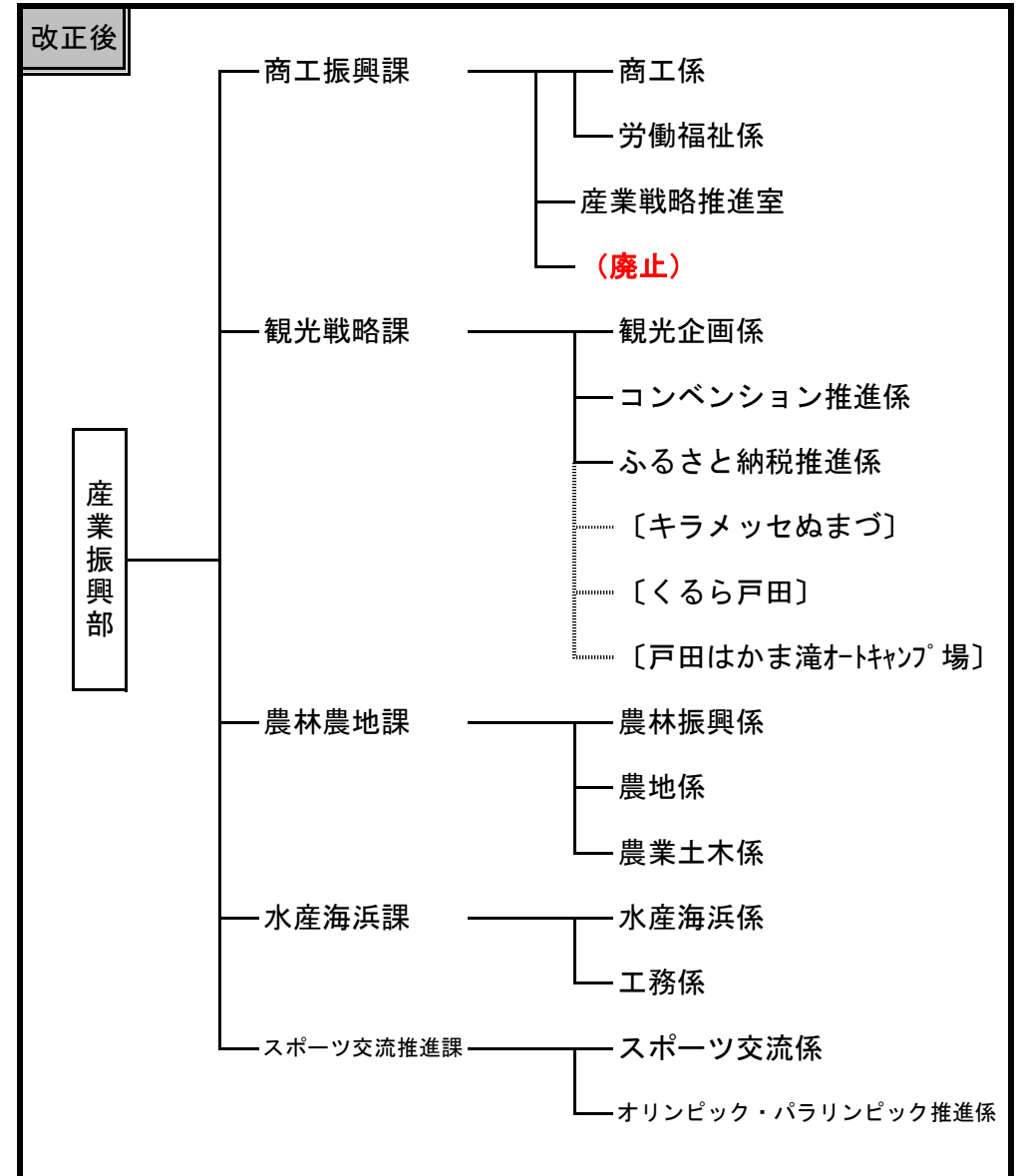
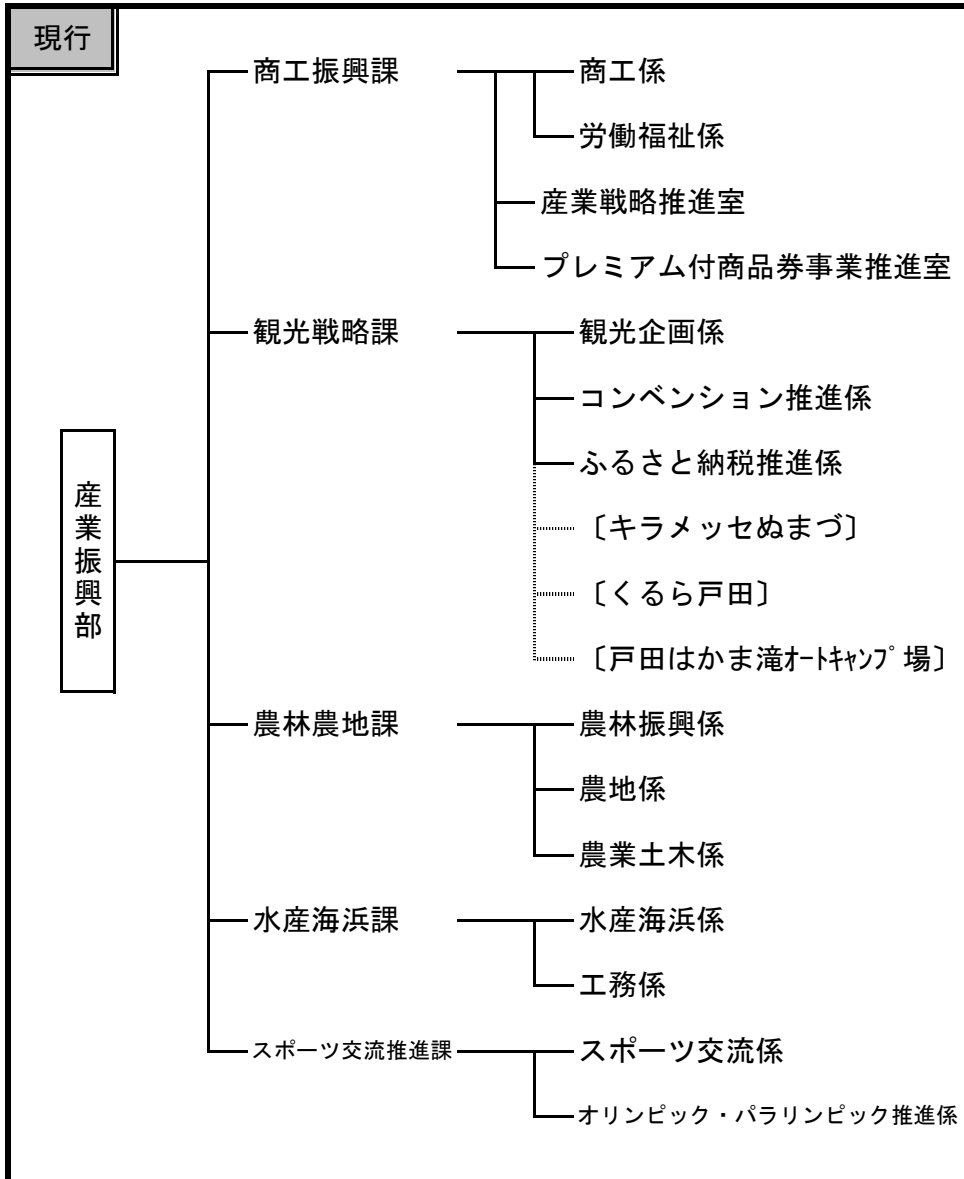
●契約検査課

検査事務と契約事務を同一部署で実施することで、更なる情報管理に努めるとともに、書類審査等の事務効率化を図るため、「工事検査課」を廃止し、同課が所管する事務を行う「検査係」と、総務課から移管する「契約係」とで構成する、「契約検査課」を設置する。

●総務課

「行政係」を廃止し、同課を係を置かない課とすることで、組織のスリム化を図る。

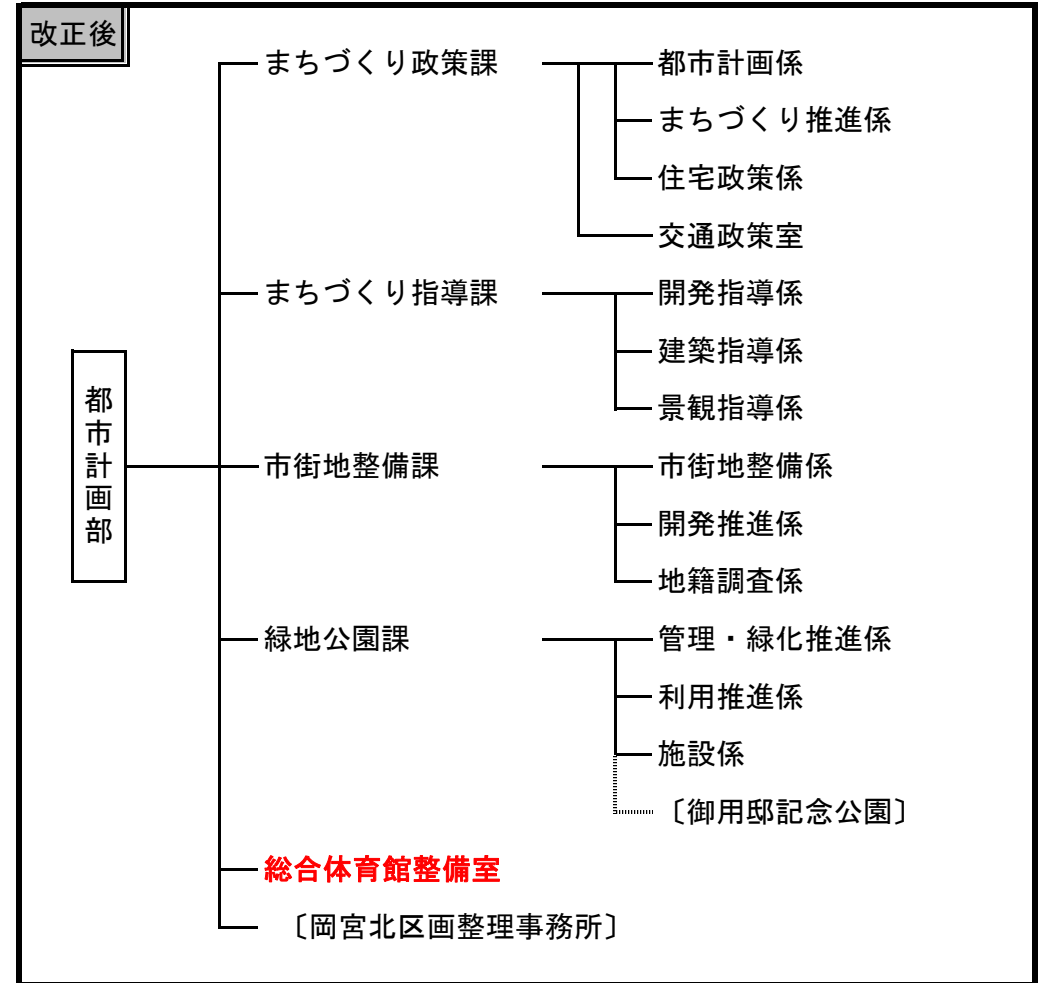
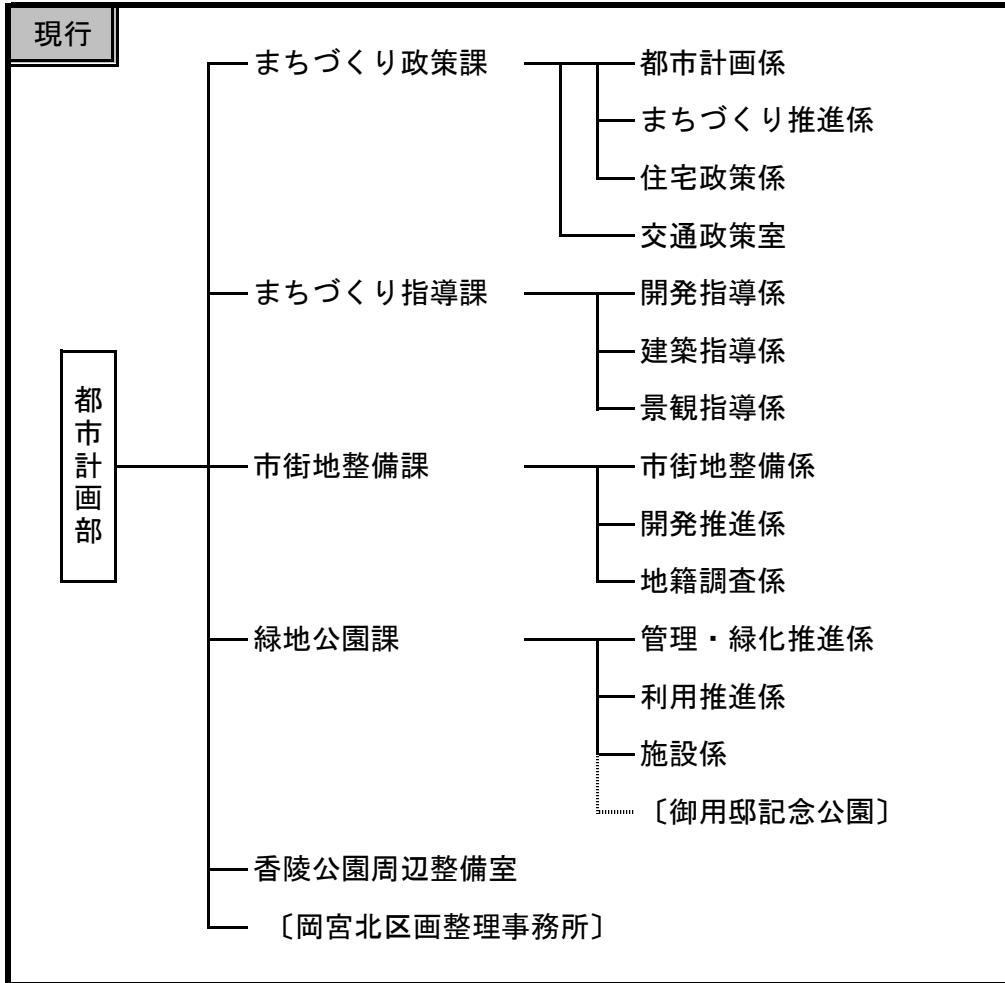
産業振興部



●商工振興課

プレミアム付商品券事業の終了に伴い、商工振興課の「プレミアム付商品券事業推進室」（課内室）を廃止する。

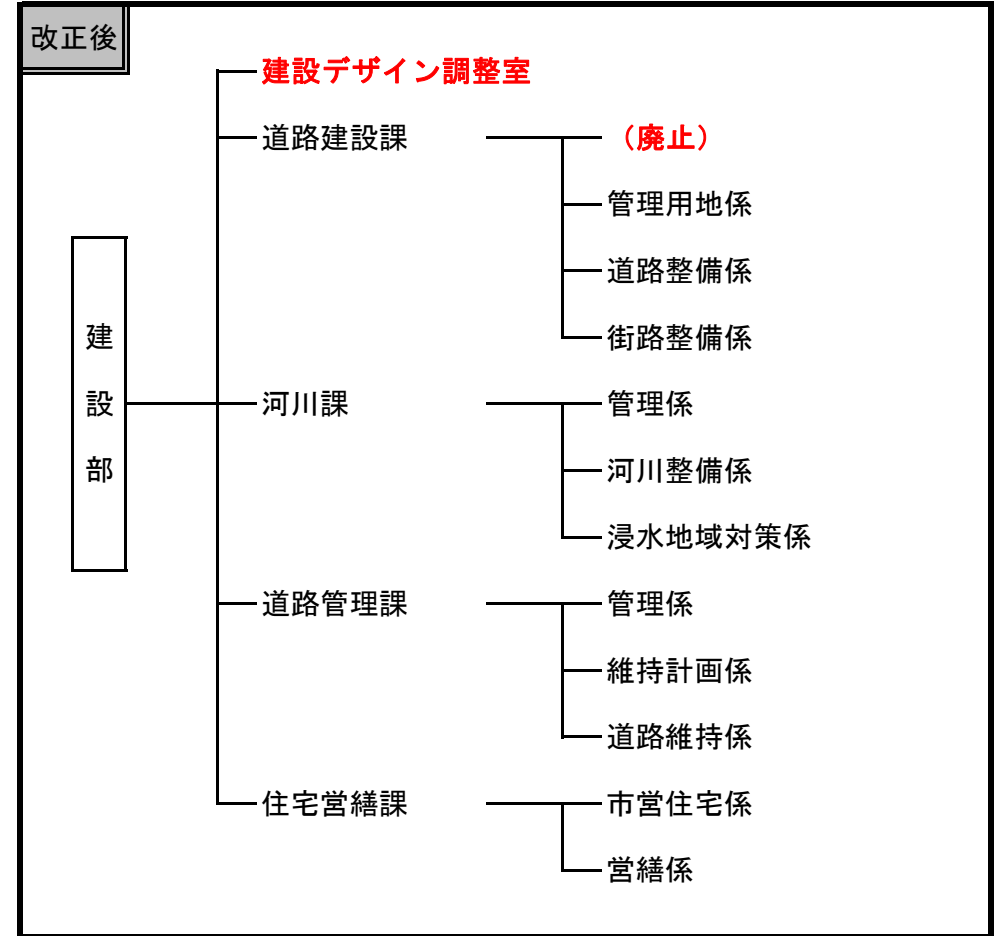
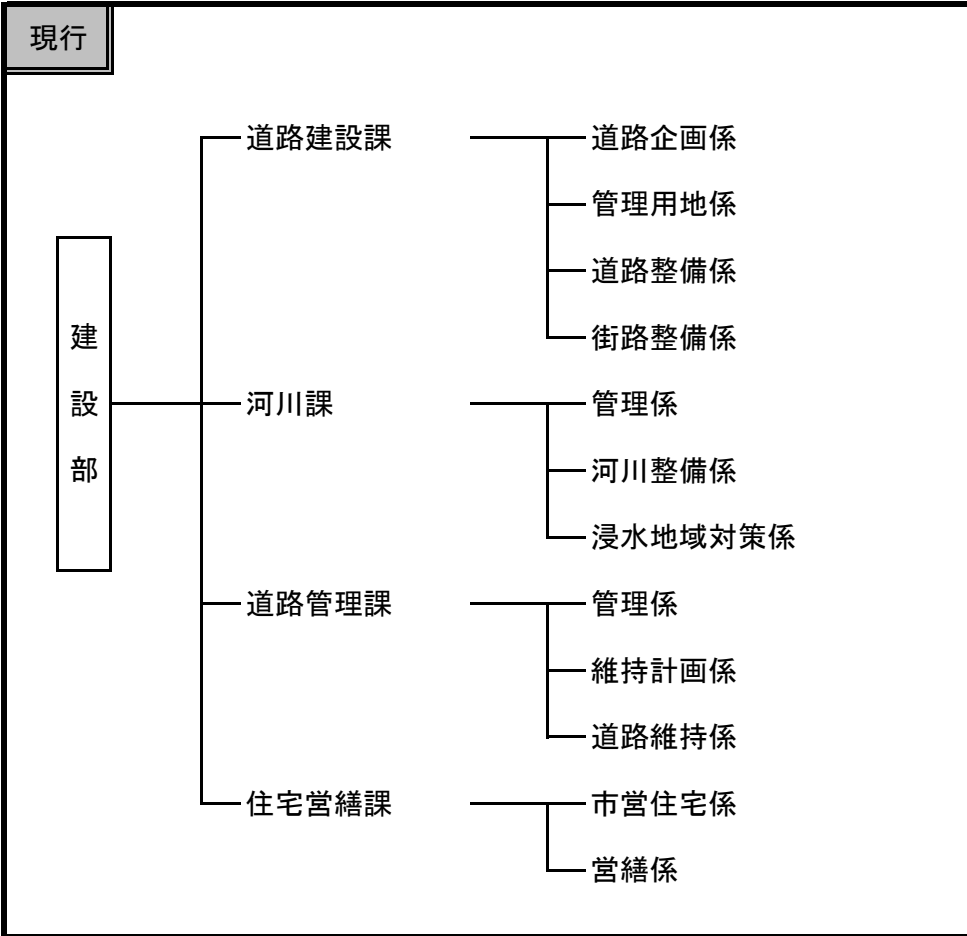
都市計画部



●香陵公園周辺整備室

PFI事業の事業者が決定し、今後、体育館の整備を進めていることが、より市民に伝わりやすい組織名称とするため、「香陵公園周辺整備室」を「総合体育館整備室」に名称変更する。

建設部



●建設デザイン調整室

建設事業における、周辺環境との更なるデザイン調和を図るための調整と、建設部内の調整及び他部が関わる建設事業との連携を主導する部署として、建設部に「建設デザイン調整室」（部内室）を設置する。

●道路建設課

道路企画係の事務のうち、建設事業において調整を要する事務を建設デザイン調整室に移管し、「道路企画係」を廃止し、組織のスリム化を図る。

(工事検査課)

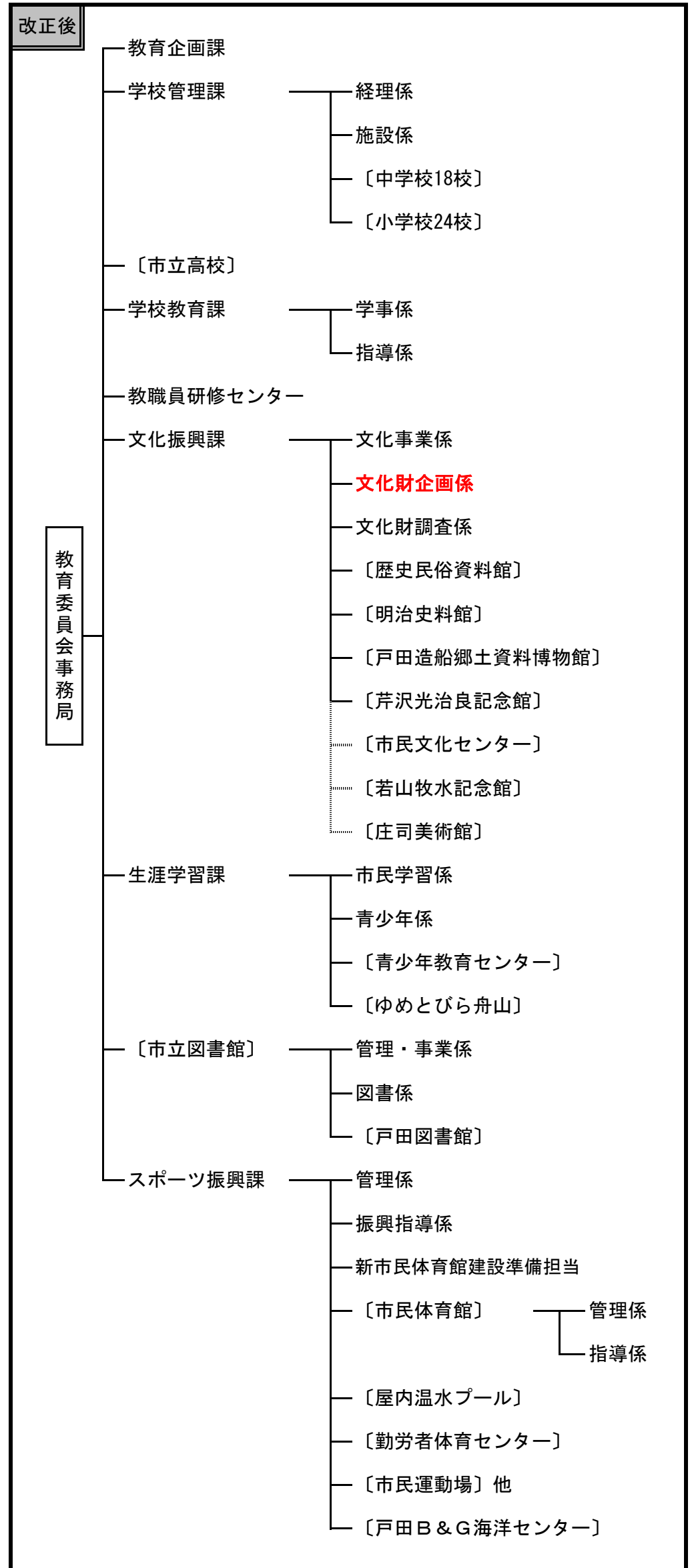
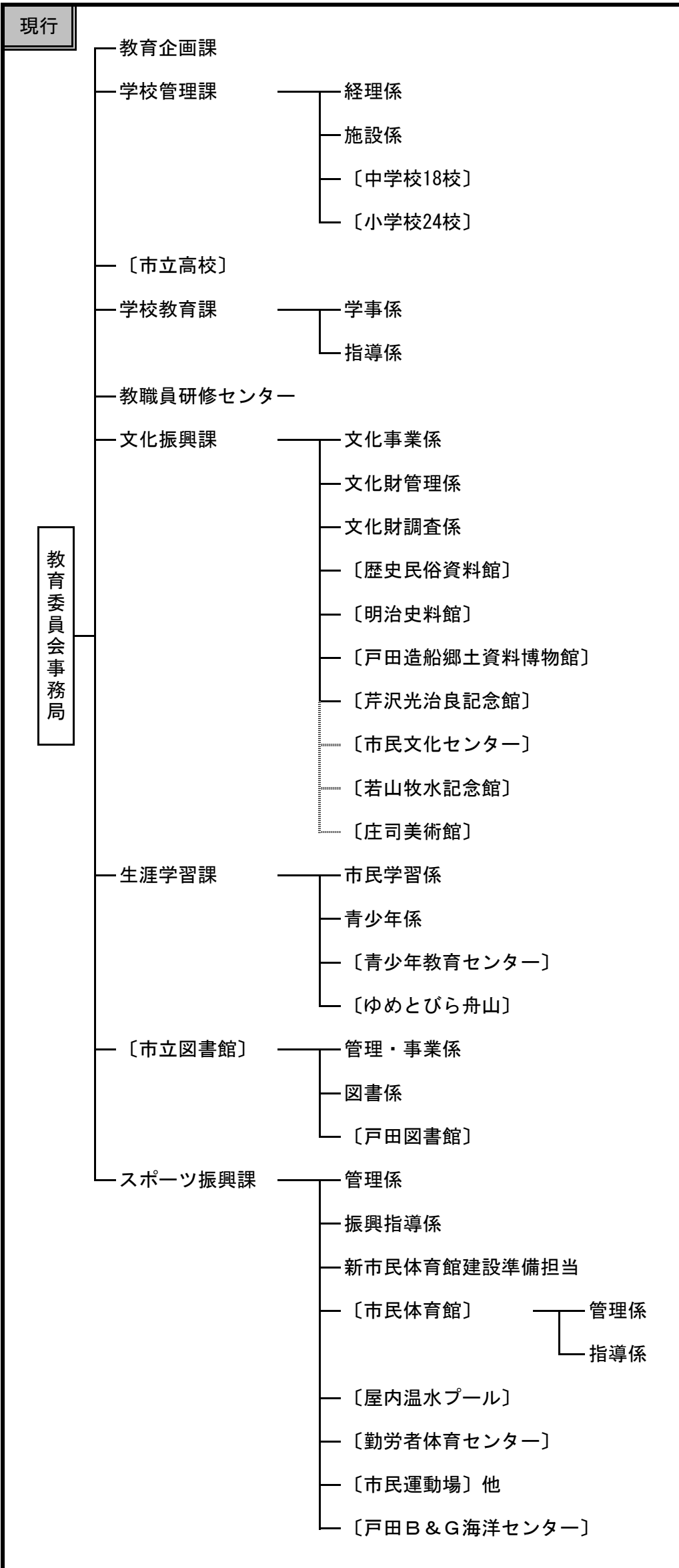
現行	工事検査課
----	-------

改正後	(廃止)
-----	------

●工事検査課

検査事務と契約事務を同一部署で実施することで、入札に関わる価格等を知り得る職員数を最小限にし、更なる情報管理に努めるとともに、書類審査等の事務効率化を図るため、「工事検査課」を廃止し、同課が所管する事務を、新たに財務部に設置する「契約検査課」の「検査係」に移管する。

教育委員会事務局



●文化振興課

地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図ることを目的とした文化財保護法等の改正を受けて、文化財のまちづくりとの連携等を推進する組織として位置づけ、「文化財管理係」を「文化財企画係」に名称変更する。